

指定通所介護事業所 光葉園デイサービスセンターにこにこクラブ運営規程 社会福祉法人 みろく会

(事業の目的)

第 1 条 この事業所が行う通所介護の事業は、要介護状態にあるもの（以下「要介護者等」という）に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所介護事業は利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- (2) 通所介護事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- (3) 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
但し、やむを得ずまたは医師の指示により身体拘束を行う場合は、最小限の身体拘束とし、利用者またはその家族へ説明し、同意を得て、その態様及び時間、その際の身体状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
また事業所内の「身体拘束廃止・虐待防止委員会」にて解除することを目標に鋭意検討を行う。
- (4) 通所介護サービスの提供にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 光葉園デイサービスセンターにこにこクラブ
- (2) 所在地 青森県八戸市大字鮫町字金屎 3 5 番地 9 0

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、この事業所の従業者の管理、通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

① 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者との連絡調整を行う。

② 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

③ 介護職員 (利用者数-15)÷5+1名以上

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

④ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

⑤ 介護助手

介護助手は、浴室・脱衣場掃除、他施設内掃除を行う。

⑥ 運転専門員

運転専門員は、送迎業務に関すること(運転・見守り・移動介助)と送迎車の管理(安全点検・運行前点検)を行う。

⑦ 介護用務員

介護用務員は、浴室・脱衣場掃除、他施設内掃除を行う。

(利用定員)

第 5 条 通所介護の利用定員は1日30人までとする。(事業対象者を含む)

(営業日及び営業時間)

第 6 条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
- 休日 日曜日、祝日、お盆(基本8/13～8/15)、年末年始(基本12/31～1/2)
他、行事や業務上休業となる場合もあり。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。
- (4) 提供時間帯 7～8時間
- (5) 延長サービスを行う時間 2時間まで

(通所介護の提供内容)

第 7 条 実施する通所介護は次のとおりとする。

- (1) 通所介護 I 5
- (2) 食事の提供
- (3) 居宅と事業所間の送迎
- (4) 入浴サービス
- (5) 機能訓練サービス
- (6) 健康状態の確認
- (7) 日常生活における相談及び助言
- (8) その他日常生活上の援助

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 以下のサービスは介護保険給付対象外サービスとして、重要事項説明書に定める料金で提供する。

ア 次条に規定した通常の事業の実施範囲を越える送迎費 2,000円/1回
イ 食費 570円

3 利用者の希望によって前2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をして、利用者の同意を得るものとする。

4 利用料については、介護給付体系の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更できるものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、八戸市と階上町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は事業所の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

- 2 利用者は、機能訓練室等を利用する際には、職員の指示に従うなどその取り扱いについて、十分に配慮すること。
- 3 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
 - (2) 園敷地内は全面禁煙の為、喫煙をしてはならない
 - (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと
 - (4) その他この規程の定め反すること

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者は事業所防火管理者資格を有する職員を当て、火元責任者には事業所職員を当てる。
- 3 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備点検は契約保守業者に委託する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害設備は常に稼働できる状態にしておく。
- 6 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 7 防火管理者は従業者に対して、防火教育、消防訓練、不審者対応訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難・不審者対策）年 1 回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- 8 その他必要な災害防止対策について必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時の対応方法)

第 12 条 サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治

医、嘱託医、救急隊、家族へ連絡する等必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関搬送等の措置を講じ、速やかに利用者が居住する市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

なお、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償する。

(守秘義務)

第14条 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものとする。

- 2 当施設は利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者または家族の個人情報を用いるものとする。

(人権の擁護及び虐待防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる休憩時間を与えないこと。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、従業者の資質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 当事業所が提供するサービスのうち、外部に委託して行う者の種類とその委託先は、次の通りとする。

- (1) 給食業務 日清医療食品株式会社 東北支店
- (2) 洗濯・リネン業務 ワタキューセイモア 八戸営業所

3 当事業所は、第13条に規定する賠償に対応するため、あらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。

4 この規定に定めるほか、この事業所の運営に関する事項は、基準省令第5条に定める重要事項説明書に定めるほか契約者または利用者並びにその家族と当法人が協議して定めるものとする。

5 当社会福祉法人みろく会の法令遵守責任者は理事長澤口公孝とする。

附 則

この規程は、平成19年 5月 2日から施行する。

この規程は、平成20年 4月14日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 6月15日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。